

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金貸与要綱

(目的)

第1条 介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）は、石川県内（以下「県内」という。）の介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であって当該養成施設を卒業後、県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し、社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が修学資金を貸与することにより、本県の介護サービスの質の向上及び質の高い介護人材の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は石川県知事が指定した養成施設のことをいう。

2 この要綱において「返還免除対象業務」とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務をいう。

3 この要綱において「法人」とは、民法（明治29年法律第89号）第33条第1項の規定により成立しているものをいう。

(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者で、本会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者とする。

(1) 県内に所在する養成施設に在学する者

(2) 貸与申請日時時点で日本国内に住民登録をしている者であって、卒業後に県内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しようとする者

(3) 次のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸与が必要と認められる者

ア 学業成績が優秀と認められる者

イ 卒業後中核的な介護職として就労意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心が認められる者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項第2号にも関わらず次に掲げる施設において返還免除対象業務に従事する場合は、県内で従事したものとみなす。

(1) 国立障害者リハビリテーションセンター

(2) 国立児童自立支援施設

- (3) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
 - (4) 医療型障害児入所施設「整肢療護園」及び「むらさき愛育園」
 - (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - (6) 国の定めた被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）に所在する施設
- 3 第 1 項にも関わらず既に他の同種の資金の貸与及び給付を受けている者又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に規定する職業訓練として養成施設に在学している者は、この修学資金の貸与を受けることができないものとする。
- 4 次条第 2 項第 3 号に定める国家試験受験対策費用の貸与を受けることができる者は、平成 29 年度以降に養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者とする。
- 5 次条第 2 項第 4 号に定める生活費加算を受けることができる者は、貸与申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると理事長が認める世帯の世帯員（外国人留学生を除く）とする。
- 6 前項に規定する「これに準ずる経済状況にある世帯」とは、貸与申請日に属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている世帯とするものとする。
- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 号第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - (2) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - (3) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (4) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

（修学資金の貸与期間、貸与額及び利子）

第 4 条 貸与期間は、養成施設に在学する期間とする。

- 2 貸与額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、次に定める額を加算することができる。
- (1) 入学準備金 初回の貸与時に限り 200,000 円以内
 - (2) 就職準備金 最終回の貸与時に限り 200,000 円以内
 - (3) 国家試験受験対策費用 1 年度あたり 40,000 円以内。ただし、当該加算を受けることができるのは、2 か年を限度とする。
 - (4) 生活費加算 「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）に定める額以内
- 3 修学資金は、次に掲げる経費を充てるものとする。
- (1) 養成施設に支払う授業料
 - (2) 実習費及び教材費等の納付金
 - (3) 参考図書、学用品、交通費、国家試験手数料等の経費
 - (4) 在学中の生活費（第 2 項第 4 号に定める生活費加算の場合に限る。）
 - (5) その他、理事長が養成施設において修学する際に必要な費用として適当と認める経費

- 4 第2項第3号に規定する国家試験受験対策費用は、養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費として加算することができる。
- 5 第2項第4号に規定する生活費加算は、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸与申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算することができるものとする。ただし、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないものとする。また、第2項の月額50,000円の貸与を受けずに生活費加算のみを受けることはできないものとする。
- 6 前項の場合において年齢及び居住地が同一の者に係る生活費加算は、同一年度において同額とする。
- 7 利子は、無利子とする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸与申請書(第1号様式)に次に掲げる添付書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 推薦書(第2号様式)
 - (2) 個人情報の取扱同意書
 - (3) 住民票(申請者及び連帯保証人のもの)
 - (4) 成績証明書
 - (5) 所得証明書(申請者と生計を一にする者及び連帯保証人のもの)
 - (6) 離職証明書等の離職したことを証明する書類(中高年離職者(養成施設への入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。以下同じ。)に限る。)
 - (7) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書又は準ずる証明書(生活保護受給世帯の生活費加算の申請者に限る。)又は第3条第6項各号に規定する経済状況であることが確認できる書類
 - (8) その他理事長が求める書類
- 2 申請者が未成年である場合は、申請にあたっては、親権者等の法定代理人の同意を得なければならない。
 - 3 申請者が連帯保証人を法人とする場合は、申請にあたっては、第1項第3号の住民票を当該法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)とし、第5号の所得証明書を当該法人の前年度決算報告書とする。
 - 4 申請者は、貸与申請後に貸与を受ける意思がなくなったときは、理事長に貸与休止・再開・辞退届(第4号様式)を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、法人又は成年で、申請者の債務を負担する資力を有する者であって、原則として県内に住民登録を有する者でなければならない。
- 3 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただ

し、当該法定代理人が返還債務を負担することができる資力を有する者でない場合は、当該法定代理人とは別に返還債務を負担することができる資力を有する連帯保証人を立てなければならない。また、申請者が未成年の外国人留学生で、法定代理人が海外居住者の場合、法定代理人とは別に返還債務を負担することができる資力を有する連帯穂兩人を立てなければならない。

- 4 連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。
- 5 借受人が連帯保証人を変更しようとするときは、理事長に変更届（第3号様式）を届出なければならない。

（貸与の決定等）

第7条 理事長は、本会の予算の範囲内で修学資金の貸与を行うものとする。

- 2 理事長は、修学資金の貸与を行うこと又は貸与を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 修学資金の貸与決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、貸与決定後に貸与を辞退する場合は、貸与休止・再開・辞退届（第4号様式）を理事長に届出なければならない。

（契約の締結）

第8条 貸与決定者は、理事長と金銭消費貸借契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

- 2 貸与決定者は、貸与契約をするにあたっては、金銭消費貸借契約書に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。
 - (1) 貸与決定者（未成年の場合を除く。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書
 - (2) 振込口座（変更）届出書（第5号様式）
 - (3) 福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）（生活保護受給世帯の生活費加算の申請者に限る。）
- 3 契約が複数年にわたる場合は、借受人は、各年4月に当該年度の在学証明書及び成績証明書を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、貸与額、貸与期間等の変更などの貸与契約の内容を変更する必要があるときは、借受人と契約変更を締結するものとする。
- 5 前項の規定により変更契約を締結するときは、借受人は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 変更契約書
 - (2) 貸与決定者（未成年の場合を除く。）、連帯保証人及び法定代理人（借受人が未成年の場合に限る。）の印鑑登録証明書

（修学資金の貸与）

第9条 修学資金は、年3回に分けて貸与するものとする。

- 2 貸与申請時に生活保護を受給している者については、貸与決定後に当該貸与決定者の生活保護が廃止されていることを確認し、生活保護が廃止された月の翌月から生活費加算の貸与を開始するものとする。

(契約の解除及び貸与の休止)

第 10 条 理事長は、貸与期間中に借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

- 2 理事長は、借受人が修学資金の貸与期間中に貸与休止・再開・辞退届（第 4 号様式）により貸与契約の解除を届出たときは、その契約を解除するものとする。

- 3 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月分までの修学資金の貸与を行わないものとする。

(返還債務の当然免除及び免除の申請)

第 11 条 理事長は修学資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除する。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5 年（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 33 条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合、又は、中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合は、3 年）の間引き続き、これらの業務に従事したとき。

- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続することができなくなったとき。

- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、県内において返還免除対象業務に従事したものとみなす。

- (1) 第 3 条第 2 項に規定する国立の施設において返還免除対象業務に従事したとき。
- (2) 国の定めた被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において返還免除対象業務に従事したとき。
- (3) 従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事したとき。

- 3 第 1 項第 1 号に規定する返還免除対象期間の計算については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 5 年 在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以

上

(2) 3年 在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上

- 4 ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に 2 以上の市町、施設等において業務に従事した期間は 1 の期間として計算し、通算しないものとする。
- 5 返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じたときは、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、第 1 項第 1 号に規定する業務に従事する期間には算入しないものとする。
- 6 第 1 項に規定する返還債務の当然免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第 6 号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 7 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還)

第 12 条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するとき（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に理事長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
 - (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
 - (6) その他修学資金の目的を達成することができなくなったと認められるとき。
- 2 前項に規定する期間内に返還を行うことが困難な状況など、真にやむを得ない場合と理事長が認めた場合は、前項の期間について 2 を乗じて得た期間内とすることができる。
 - 3 第 1 項第 5 号を除く同項各号の事由により修学資金を返還しなければならない者は、その事由が発生した日から速やかに返還届（第 7 号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が当該借受人に返還届の提出を求めても提出されない場合は、理事長は返還届の提出を待たず、返還計画を作成するものとする。
 - 4 理事長は、前項による返還に係る金額及び返還方法について、借受人に文書で通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第13条 理事長は、修学資金の借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 修学資金の貸与契約を解除された後も引き続き貸与決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸与決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き他種の養成施設等において修学しているとき。
- (3) 県内において返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- (4) 介護福祉士資格取得者が返還免除対象業務に従事できなかったときであって、介護福祉士養成施設を卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用されたが、今後、返還免除対象業務に従事する意思があるとき。ただし、養成施設を卒業した日から2年以内を限度とする。
- (5) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

- 2 前項に規定する返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(第8号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 3 第1項第3号の事由により、返還猶予を受けている者は、2年目以降は、前項の規定にかかわらず返還免除対象業務従事証明書(第9号様式)を提出することで、介護福祉士修学資金返還猶予申請書の提出があったものとみなす。
- 4 理事長は、第2項及び第3項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 理事長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、借受人及び連帯保証人ともに修学資金を返還できない真にやむを得ない事由があるときは、貸与した修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 借受人の業務外の事由による死亡又は心身の故障により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 県内において修学資金の貸付を受けた期間以上返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- 2 前項に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者は、返還免除申請書(第6号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(届出義務)

第 15 条 借受人は、以下の事情が生じた場合や、その他重要な事項に変更があったときは、理事長に届け出なければならない。ただし、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときはこの限りではない。

(1) 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、貸付休止・再開・辞退届（第 4 号様式）を理事長に届出なければならない。

ア 借受人が休学し、退学し、復学し、転学し、進路変更したとき。

イ 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。

ウ 借受人が留年したとき。

エ 修学資金の貸与を辞退し、又は契約解除するとき。

(2) 借受人は、在学する介護福祉士養成施設を卒業したときは、卒業届（第 10 号様式）を理事長に提出しなければならない。

(3) 借受人が、県内において返還免除対象業務に従事したときは返還免除対象業務従事証明書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

(4) 借受人が、返還免除対象業務従事先を変更したときは、変更前と変更後の従事先の返還免除対象業務従事証明書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

(5) 借受人は、借受人又は連帯保証人の住所、氏名その他の重要な事項に変更があったときは、変更届（第 3 号様式）を理事長に提出しなければならない。

(6) 借受人は、修学資金の振込口座が変更となったときは、振込口座（変更）届出書（第 5 号様式）を理事長に提出しなければならない。

(7) 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、変更届（第 3 号様式）に事実を証明する書面を添えてその旨を理事長に届出なければならない。

2 借受人は、理事長の求めがあったときは、返還免除対象業務従事証明書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

3 第 1 項から前項による届出は、借受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(延滞利子)

第 16 条 理事長は、修学資金の借受人が正当な理由がなく、修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

2 前項の規定による延滞利子の計算につき同項に定める年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。なお、借受人が返還すべき期限を過ぎて返還の債務の額を払込みした場合は、払込額が元金（貸与総額）、延滞利子の合計額に満たないときの充当順位は、元金、延滞利子の順とする。

3 理事長は、利用者に真にやむを得ない事情があるときは、利用者の提出する延滞利子支払免除申請書（第 11 号様式）に基づき延滞利子を免除することができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのないものについては、国及び県と協議の上、決定するものとする。

2 平成 28 年度以前に貸付決定したものについては、従前の例による。ただし、提出書類の様式については、新旧いずれでもよいものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度以降に貸付けを受けた者から適用するものとする。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度以降に貸付けを受けた者から適用するものとする。

この要綱は、平成 23 年 5 月 30 日から施行し、平成 21 年度以降に貸付けを受けた者から適用するものとする。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度以降に貸付けを受けた者から適用するものとする。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 5 月 15 日から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。